

※参考資料1 平成20年度福祉行政報告例  
相談支援に占めるピアカウンセラーの割合

	総数	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
全数	5171187	1366239	283233	455876	623830	107815	331308
ピア	75762	16173	4424	8660	10007	1487	4943
比率	1.47%	1.18%	1.56%	1.90%	1.60%	1.38%	1.49%

	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
全数	252768	535678	287031	311788	44781	570840
ピア	2652	5310	2225	8823	518	10540
比率	1.05%	0.99%	0.78%	2.83%	1.16%	1.85%

※参考資料2 (平成21年度自立支援プロジェクト調査研究「精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究」途中経過：単位は事業所数)

1. 地域活動支援センター1次調査

調査対象 : 2570  
有効回答数 : 2288 (89.0%)  
精神ピアあり : 421 (18.4%)

2. 地活2次調査(2010年2月1日入力済時点)

調査対象 : 421  
返送数 : 82 (19.2%)  
最低賃金以上 : 27 (32.9%)

※回答詳細(最初の活動を問う問題で○あるも、待遇に無回答の事業所あり)

①活動1

ピアサポーターによる生活支援 : 20  
最低賃金以上 : 9  
有償ボランティア : 5  
必要経費のみ : 3  
全く支払い無し : 4

③活動3

1対1でのピアカウンセリング : 26  
最低賃金以上 : 10  
有償ボランティア : 8  
必要経費のみ : 3  
全く支払い無し : 2

②活動2

ピアサポーターによる病院への訪問 : 20  
最低賃金以上 : 12  
有償ボランティア : 1  
必要経費のみ : 2  
全く支払い無し : 2

④活動4

ピアサポートグループ : 52  
最低賃金以上 : 9  
有償ボランティア : 8  
必要経費のみ : 3  
全く支払い無し : 26

<p>指定課題 1 2</p>	<p>ピアサポートの人材育成と雇用管理等の体制整備のあり方に関する調査とガイドラインの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>ピアサポートとは、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験からくる感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、身体障害者自立生活運動で始まり、知的障害や精神障害の分野でも定着し始めている。例えば、長期に入所又は入院する障害者の施設や病院を訪問して地域生活の情報提供や外出時の同行支援、不安に対する傾聴と助言等の活動を行う障害者はピアサポーターと呼ばれ、全国各地で取り組みが始まってきている。</p> <p>障害者自立支援法においては平成21～23年度までの障害者自立支援対策臨時特別交付金(基金事業)の「相談支援体制整備特別支援事業」で、相談支援体制の充実強化を図る一環として障害者同士の助け合い支援(各種の交流事業の実施)としてピアサポートの推進を行うこととしている。</p> <p>こうした障害当事者のピアサポートの活動形態は多様であり、平成21年度の調査研究報告によると、活動にあたって統一的な考え方や配慮すべき事項が整理されていない。その結果、当事者同士や当事者と事業者間のトラブル、業務上の労働安全衛生管理上の問題等が生じることが懸念される。</p> <p>そこで、本研究では、障害当事者が福祉サービス提供事業所にピアサポーターとして雇用され当事者支援を行う専門家として活動する場合に、労働者(ピアサポーター)と使用者(障害福祉サービス事業所等)双方にとって活用できる二つのガイドラインを整備することを目的とする。</p> <p>また、その成果物を活用して、ピアサポート支援の普及を図るため、ピアサポーター養成のための研修(支援に必要な知識等を学ぶための人材育成)を実施し、成果物の検証を行うこととする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>下記の3点を行うこととする。その際、当調査研究は障害当事者(ピアサポーター)が障害者に直接支援を行う場合のガイドライン等の作成を主目的としているため、障害者の家族によるピアサポートに関する内容が含まれてもよいが、その区別が明確にできていること。</p> <p>1 障害当事者が福祉サービス提供事業所にピアサポーターとして雇用され当事者支援を行う専門家として活動するための体制整備に係る2つのガイドライン(案)作成</p> <p>これらについては、相談支援体制整備特別支援事業(ピアサポート推進事業)や精神障害者地域移行・地域定着支援事業でピアサポーターの同行活動経費が計上されていることから、7月末までにはガイドライン(案)を作成して各都道府県に配布し、2月末には活用状況を調査して課題を抽出し、必要な改訂をすること。</p> <p>(1) ピアサポーターとして必要と考えられる資質や知識、職業人としての倫理規定等の研修プログラムのガイドライン</p> <p>(2) 使用者に対するピアサポート雇用管理ガイドライン</p> <p>2 受講者用研修テキスト(案)と指導者用研修テキスト(案)の作成</p> <p>平成21年度調査研究事業の成果物(*精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究報告書)等を参考にし、受講者用、指導者用、それぞれに精神科病院、入所施設等双方からの地域移行支援に資するテキストとすること。</p> <p>* 応募に際し、上記成果物を確認したい場合には、事務局までお問い合わせ下さい。</p>

	<p>3 ピアサポートの人材を育成するための指導者研修の実施</p> <p>作成した研修テキスト(案)を活用し、ピアサポーターが専門性を発揮し活躍するための研修モデル地域を選定(地方厚生局単位で全国6ブロックから各1ヶ所目途)してモデル研修を実施し、モニタリング後、研修方法やテキストの修正を行うこと。</p> <p>その際には、精神科病院、入所施設双方の関係者が受講できる研修とし、併せて、事前にブロック研修の標準化を図るために研修指導者(講師)チームを結成し指導者研修を実施すること。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>以下の報告書とガイドライン等を作成することとし、いずれにおいても、ピアサポーターを当事者の支援スタッフとしてサービス提供事業所が雇用する際の人材育成及び雇用等の体制整備の必要性や留意点について、事業者が活用できるようにわかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>1 報告書については、以下の構成とすること。</p> <p>(1) ピアサポーターの現状と課題の整理</p> <p>(2) モデル研修受講者評価調査分析</p> <p>(3) ピアサポーターが事業で雇用(活用)される場合の留意点</p> <p>① ピアサポーターが健康で活動できるためのガイドライン</p> <p>② 事業者のためのピアサポーター雇用ガイドライン</p> <p>(4) ピアサポーター養成研修のガイドライン</p> <p>① 指導者のための研修ガイドライン</p> <p>② 受講者用研修テキスト</p> <p>(5) 考察</p> <p>2 ガイドライン等については、以下の2冊を作成すること。</p> <p>(1) ピアサポーター雇用ガイドライン(仮称)Vol. 1</p> <p>(2) ピアサポーター養成テキスト(仮称、指導者用・受講者用の二部構成) Vol. 1</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>

※参考資料1 平成20年度福祉行政報告例

相談支援に占めるピアカウンセラーの割合

	総数	福祉サービスの利用等に関する支援	障害や病状の理解に関する支援	健康・医療に関する支援	不安の解消・情緒安定に関する支援	保育・教育に関する支援	家族関係・人間関係に関する支援
全数	5171187	1366239	283233	455876	623830	107815	331308
ピア	75762	16173	4424	8660	10007	1487	4943
比率	1.47%	1.18%	1.56%	1.90%	1.60%	1.38%	1.49%

	家計・経済に関する支援	生活技術に関する支援	就労に関する支援	社会参加・余暇活動に関する支援	権利擁護に関する支援	その他
全数	252768	535678	287031	311788	44781	570840
ピア	2652	5310	2225	8823	518	10540
比率	1.05%	0.99%	0.78%	2.83%	1.16%	1.85%

※参考資料2 (平成21年度自立支援プロジェクト調査研究「精神障害者のピアサポートを行う人材を育成し、当事者の雇用を図るための人材育成プログラム構築に関する研究」途中経過：単位は事業所数)

1. 地域活動支援センター1次調査

調査対象 : 2570  
 有効回答数 : 2288 (89.0%)  
 精神障害あり : 421 (18.4%)

2. 地活2次調査(2010年2月1日入力済時点)

調査対象 : 421  
 返送数 : 82 (19.2%)  
 最低賃金以上 : 27 (32.9%)

※回答詳細(最初の活動を問う問題で○あるも、待遇に無回答の事業所あり)

①活動1

ピアサポーターによる生活支援 : 20  
 最低賃金以上 : 9  
 有償ボランティア : 5  
 必要経費のみ : 3  
 全く支払い無し : 4

③活動3

1対1でのピアカウンセリング : 26  
 最低賃金以上 : 10  
 有償ボランティア : 8  
 必要経費のみ : 3  
 全く支払い無し : 2

②活動2

ピアサポーターのよる病院への訪問 : 20  
 最低賃金以上 : 12  
 有償ボランティア : 1  
 必要経費のみ : 2  
 全く支払い無し : 2

④活動4

ピアサポートグループ : 52  
 最低賃金以上 : 9  
 有償ボランティア : 8  
 必要経費のみ : 3  
 全く支払い無し : 26

<p>指定課題 13</p>	<p>サービス管理責任者の人材育成とスキルアップのあり方についての調査と研修プログラム等の作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害福祉サービス事業所に配置されるサービス管理責任者については、個別支援計画の作成などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任を担い、サービスの質の向上を図ることが期待されているところである。</p> <p>その養成のためにサービス管理責任者研修(都道府県研修)が実施されているが、標準的なテキストが作成されていないため、研修内容に統一感を欠き、都道府県研修の内容にばらつき等が生じているとの指摘がある。</p> <p>また、サービス管理責任者のスキルアップ等を図る現任研修の内容が示されていないこともあり、スキルアップの仕組みの構築が求められている。</p> <p>そのため、当調査研究においては、質の高いサービス管理責任者の養成に資する研修を効果的に実施できるよう、以下の調査研究を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス提供プロセスの中でサービス管理責任者が果たしている役割の実態について把握した上で、個別支援計画とサービス利用計画との関係も整理しつつ、そのあり方についての考え方を整理する。</li> <li>2 現行の研修内容等を踏まえつつ、より効果的な研修内容及び実施方法等について検討する。</li> <li>3 これらを踏まえて、サービス管理責任者のスキルアップに向けた現任研修のプログラム案を策定した上で、これに基づきモデル事業を実施する。このモデル事業の結果を踏まえつつ、最終的な現任研修のプログラムを策定する。</li> </ol>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 サービス管理責任者のあり方と人材育成についての調査研究       <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) サービス管理責任者の業務についての調査           <p>これまでに実施されている調査研究報告書等も参考にしつつ、サービス毎にいくつかの事業所のサービス管理責任者を抽出し、期待されている役割及び業務の実態を把握し分析する。</p> </li> <li>(2) 都道府県研修についての調査           <p>これまでに実施されている調査研究報告書等も参考にしつつ、都道府県研修に関する以下の内容について調査し分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修の効果測定の有無及びその内容(受講者アンケート等)</li> <li>・ 研修(演習)で使用する事例の用い方</li> <li>・ 効果的な研修とするための具体的な取組み内容 等</li> </ul> </li> <li>(3) 上記調査結果等を基に以下の事項について検討し、必要な提言を示す。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス管理責任者に求められる資質、能力及び技術</li> <li>・ サービス管理責任者に求められる資質等を身につけるために必要な研修内容、時間(国、都道府県研修の関係を考慮しつつ)</li> <li>・ 現行の研修内容、研修体制の課題の整理</li> <li>・ 必要に応じて、現行カリキュラムの修正案提示 等</li> </ul> </li> <li>(4) 標準的なテキスト内容の検討と提示           <ol style="list-style-type: none"> <li>① (1)～(3)で提示された内容に基づき、都道府県研修で使用できる標準テキスト案を提示する。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

	<p>② ①の内容に基づく都道府県研修が効果的に実施できるよう、指導者用のガイドライン（マニュアル）の内容について検討し提示する。</p> <p>2 サービス管理責任者のスキルアップのあり方についての調査研究</p> <p>(1) 調査の実施及び結果分析</p> <p>上記調査研究1の調査と並行して、サービス管理責任者のスキルアップに必要とされる現任研修の内容等について調査して取りまとめ、分析する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ サービス管理責任者がスキルアップとして求められる資質、能力及び技術（個別支援計画作成に係る技能、サービス提供職員間のマネジメント、関係機関等との連携の持ち方 等）</li> <li>・ サービス管理責任者がスキルアップとして求められる資質等を身につけるために必要な研修内容、時間（研修プログラム） 等</li> </ul> <p>(2) (1)で示されたスキルアップに必要とされる現任研修のプログラム案に基づき、現任研修のモデル事業を実施し、その効果測定を実施する。</p> <p>(3) これらを踏まえて、現任研修のプログラム（研修内容及びテキスト）を提示する。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>1 サービス管理責任者研修の（修正）カリキュラム及び標準テキスト案作成</p> <p>サービス管理責任者の業務実態及び都道府県の研修の実態を踏まえつつも、サービス管理責任者が担うべき個別支援計画作成等の役割を確実に遂行できる能力を身につけることができるよう、十分に配慮された内容とすること。</p> <p>2 サービス管理責任者研修の指導者ガイドライン（マニュアル）作成</p> <p>都道府県研修講師（指導者）が、各自治体の社会資源の状況等を考慮して研修を行うことができるよう配慮した内容とすること。</p> <p>3 サービス管理責任者現任研修プログラムの作成</p> <p>スキルアップしたサービス管理責任者に求められる資質や能力及び技術（個別支援計画作成に係る技能、サービス提供職員間のマネジメント、関係機関等との連携の持ち方など）等を身につけるために必要な研修内容及び時間（研修プログラム）であるとともに、受講しやすさにも配慮した研修の実施方法を示すこと。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 相談支援係</p>

<p>指定課題 14</p>	<p>知的障害者・精神障害者等の地域生活を目指した日常生活のスキルアップのための支援の標準化に関する調査とガイドラインの作成</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の知的障害者・精神障害者等(発達障害者、高次脳機能障害を含む)を対象とし、日常生活のスキルアップを目的とした自立訓練(生活訓練)については、その支援方法と内容等の概要がサービス管理責任者研修の分野別研修で示されているのみで、標準的な支援ガイドラインが示されてなく、また、これまでの支援の実態や支援結果等についてのデータが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、知的障害者・精神障害者の日常生活のスキルアップ及び障害特性に応じた支援内容(どのような障害の人に、どのような専門技術のある人が、どのような支援をすると、どの程度の期間で訓練を終了して、次のステップへの移行が可能となるか等)を、これまでの支援の実態に鑑み調査・分析を行い、課題等を明らかにする。</p> <p>さらに、この分析結果を基に、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎(例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等)に分けて、日常生活のスキルアップのための支援ガイドラインを示す。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1 年齢、障害別等に応じたサービス利用の実態についての分析      国が収集した基礎データ(性別、年齢、主たる障害、重複の有無、年金受給の有無、手帳の有無と種類、給付期間、給付日数、障害程度区分、他のサービス受給の有無等)を活用して、日常生活のスキルアップに係るサービス利用の状況について基礎的な分析を行う。</p> <p>2 地域での日常生活スキルアップのための支援方法と内容の調査分析      まず、学識者により、全国から知的障害者・精神障害者等の日常生活のスキルアップについてよりよい支援を実施している事業所を抽出する。この事業所抽出については、精神障害者社会復帰施設、通勤寮等旧法施設及び新体系の自立訓練(生活訓練)から抽出する。</p> <p>次に、その事業所利用者への支援の状況について、主に個別支援計画を基に、紹介経路、個別支援会議の開催頻度、支援計画の見直し頻度、支援内容(どのような専門職員が、どこで、どのくらいの頻度で、どのような内容の支援を、どのような方法で、どのくらいの期間等)、終結や帰結の状況、また、本人の個別支援計画策定への関わりの状況等に注目して、調査し分析する。</p> <p>併せて、事業所の形態(単独型か多機能型か、職員数と雇用形態、有資格者数等)についても調査し分析する。</p> <p>この個別支援計画を基にした調査については質的研究とし、具体的な支援が想定される時間帯や場面毎(例えば、主に日中の支援、主に夕方～朝の間の支援、居宅への訪問による支援等)に、全国から100人程度を目途にサンプルを収集する。</p> <p>調査手法は現地でのヒアリング調査を原則とし、個別支援計画や支援記録の内容等を確認してデータを集積し分析する。</p> <p>3 日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(vol.1)作成      上記調査分析結果を踏まえて、具体的な支援の場面で活用が可能な支援ガイドラインを作成する。</p>

<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書及び地域での日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(冊子)を作成すること。これらについては以下の構成とし、特に支援ガイドラインについては、具体的な支援の場面で活用できるようにわかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>1 報告書の構成</p> <p>(1) 地域での生活スキルアップのための支援に係る調査対象と調査方法</p> <p>(2) 現行のサービス(自立訓練(生活訓練)通所型、訪問型、宿泊型等)利用者についての基礎データの分析</p> <p>(3) 個別支援計画等に基づき把握した支援内容・支援方法等の実態とその分析</p> <p>(4) 課題の整理</p> <p>(5) 考察</p> <p>2 地域での日常生活のスキルアップのための支援ガイドライン(冊子)の構成</p> <p>(1) 地域での日常生活のスキルアップのための支援の機能と利用対象者及び利用目的</p> <p>(2) 相談支援と日常生活スキルアップのための支援との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者の受入れから終結までの流れ等</li> </ul> <p>(3) 個別支援計画の立て方と支援の実際</p> <p>(4) 想定されるモデル事例(知的障害者、統合失調症や気分障害、発達障害、高次脳機能障害等の精神障害者の特性を踏まえたものとする、全体で10例程度)</p> <p>(5) 参考資料(個別支援計画、日報等の書式例等)</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>



<p>指定課題 15</p>	<p>身体障害者の生活の自立に向けた訓練の標準化に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者自立支援法の自立訓練のうち身体障害者を対象とした機能訓練については、その標準利用期間が18ヶ月とされているが、H21年4月に、頸髄損傷による四肢麻痺者については、それまでの各施設での訓練実績を踏まえ36ヶ月に変更された。</p> <p>しかし、その他の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び内部障害については、どのような障害のある人に、どの程度の期間、どのような支援をすれば、訓練を終了して次のステップへの移行が可能となるかについてのエビデンスが十分に把握されていない。</p> <p>そこで、当調査研究では、どのような障害の身体障害者について、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるかについての実態把握と分析を行う。</p> <p>これを基にして、障害者の自立生活を可能とする支援（サービス）について、標準的なサービス内容、標準的な利用期間等を提示し、今後のサービスのあり方の検討の材料とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1 自立訓練（機能訓練）等利用者の利用実態把握及び分析</p> <p>(1) 全国の自立訓練（機能訓練）実施事業所及び身体障害者更生施設に対して、調査票を用いて、利用者に係る訓練の状況等、以下の項目について調査する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象：現利用者を含めて過去10年程度の間の利用者</li> <li>・ 調査項目：年齢、詳しい障害の状況、障害等級、障害程度区分、家族状況、地域の社会資源の状況、支援内容（プログラム）、支援提供期間、訓練終了後の状況 等</li> </ul> <p>(2) 上記の調査で得られたデータを基にして、どのような障害の身体障害者に対して、どのような専門職が、どのような支援を、どの程度の期間実施すれば、訓練を終了して就労や在宅等、次のステップへの移行が可能となるか等について分析を行う。</p> <p>2 上記調査分析に基づき、障害の状況やニーズに応じた身体障害者等の生活の自立に向けた訓練の標準的な支援プログラム（ガイドライン）案を策定する。</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>報告書には以下の項目を中心とするデータ、分析結果をまとめることとする。</p> <p>○ 身体障害の障害別に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年齢、詳しい障害の状況、家族状況</li> <li>・ 地域の社会資源の状況</li> <li>・ 支援内容（プログラム）、支援提供期間</li> <li>・ 訓練修了後の状況 等</li> </ul> <p>また、標準的な支援プログラム（ガイドライン）案については、サービス提供の現場で使い易く、また、できるだけ多くの障害や年齢等によるニーズの違いに対応できるようなものとする。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>

<p>指定課題 16</p>	<p>地域移行支援(知的・精神分野)プログラムの標準化と人材育成に関する調査</p>
<p>指定課題を設定する背景・目的</p>	<p>障害者等の入所施設や精神科病院等からの地域移行及び地域生活への定着支援の推進を図ることから、重点施策実施5か年(H20-24年度)計画(H19.12.25障害者施策推進本部決定)では、福祉施設入所数を14.6万人(平成17年度)から13.5万人(平成23年度)に、住まいの場など条件が整えば精神科病院等から退院可能な精神障害者数4.9万人(平成19年度)について3.7万人減少(平成23年度)としている。</p> <p>その具体的な取り組み例として、平成21-23年度の「障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業(基金事業)」においては、新たなサービスへの円滑な移行に向けて関連する各施策を強化するための各種の事業を緊急的かつ集中的に実施することにより、地域への移行をより一層推進することを目的として「障害者地域移行体制強化事業」を創設したところである。</p> <p>特に精神科病院等からの地域移行を推し進めることを目的に、平成20年度に「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を創設し、平成22年度からは従来の地域生活への移行支援に加えて、地域での持続的な生活の支援も行えるよう「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」として事業の拡充を予定している。</p> <p>今後、地域生活の移行支援を一層促進していくためには、地域移行支援を行う者が、支援の手法を学びつつスキルアップを図ることが重要であるが、地域移行支援を行う者に対する研修は、精神科病院からの地域移行支援研修をモデル的に実施するに留まっている。</p> <p>そこで、本調査研究では、まず、先駆的に地域移行支援を実践している団体等が実施したこれまでの「障害者保健福祉推進事業」等の調査研究事業の成果物等を活用して、地域移行支援を担う人材の育成に関する知見を集約する。</p> <p>次に、集約された知見を整理・発展させて、地域移行支援を担う人材の育成に係る標準的な研修プログラムを開発(検証を含む)する。</p> <p>さらに、それを踏まえて、自治体で実施する研修で活用が可能な研修テキストを策定する。この研修テキストについては、入所施設からの地域移行と、精神科病院からの地域移行との共通点と相違点を明らかにし、双方が活用できるものとする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>1 地域移行支援標準モデルの抽出</p> <p>平成18~21年度の障害者保健福祉推進事業等で実施された地域移行支援関連の複数の調査研究の報告書を活用して、地域移行支援に係る汎化可能な項目(支援内容、支援体制等)を整理して、報告書中から連携システムや支援体制等に合った事例を抽出する。事例の抽出に当たっては、人口バランスや地域的な条件も考慮した上で選定する。</p> <p>2 地域移行支援に係る標準的なプログラム策定</p> <p>抽出された事例などを基にして、具体的な支援項目、時間、回数、関わった支援者、ターニングポイント、支援期間等について、知的障害や精神障害、発達障害等の障害特性との関係を明確にした上で詳細に調査分析し、病院や施設から地域生活への移行支援に資する標準プログラムを策定する。</p> <p>なお、標準プログラムについては、地方自治体ごとに地域移行の推進が図れる</p>

	<p>よう、行政の事業推進部門（障害者福祉・精神医療（実地指導）・医療整備（病床関係）・生活保護主管等）担当や都道府県人材育成（相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修等）担当部門等がチームで受けられるような研修に資するプログラムとすること。</p> <p>3 地域移行支援研修用テキスト作成  策定した標準プログラムを活用して研修用テキスト（案）を作成し、④のモデル研修でテキストの評価を実施して、必要に応じて修正し、人材育成研修用テキスト Vol.1 を作成する。  テキストは、各ブロックの研修の均てん化を図るために受講者用テキストとは別に講師用テキストも作成する。</p> <p>4 モデル指導者研修の実施  地域移行推進員、地域体制整備コーディネーター等の人材育成（モデル）研修を全国6ブロック（厚生局単位）で開催</p>
<p>期待する事業成果</p>	<p>以下の報告書と地域移行支援・定着支援研修テキスト Vol.1(冊子)を作成すること。</p> <p>1 報告書については、以下の構成とすること。</p> <p>(1) 地域移行に係る現状と課題の整理  (2) 研究対象と調査方法  (3) 分析結果  (4) 考察</p> <p>① 標準的な地域移行支援プログラム（案）について  ② 地域移行支援・定着支援に係る人材育成のあり方について</p> <p>2 テキストについては、以下の2冊を作成すること。</p> <p>(1) 地域移行支援・定着支援受講者（人材育成）用テキスト Vol.1(冊子)  ・ わかりやすく簡潔にまとめること。</p> <p>(2) 地域移行支援・定着支援指導者（研修解説）用テキスト Vol.1(冊子)  ・ 人材育成の要となることから、研修のポイント、テキストの使い方、講師の選び方、研修協力者（ファシリテーター等）の選定、グループワークの方法等についてわかりやすく述べられていること。</p>
<p>担当課室・係</p>	<p>障害福祉課 地域移行支援係</p>